



企画展「人権が危ない！」Part II

… 9月6日(火) ~ 11月27日(日) …

～ 度重なる差別投書をした あなたへ ～

あなたへ、 恥づかしくないですか。
わたしは、 恥づかしいです。
あなたへ、 傷みはないですか。
わたしは、 傷みを感じます。
あなたへ、 苦しくないですか。
わたしは、 苦しいです。
あなたへ、 悲しくないですか。
わたしは、 悲しいです。
あなたへ、 あなたの学びは、差別する為の
学びだったのですね。
わたしは、 わたしの学びは、
差別を解消する為の学びです。

(以下 略)

* 「恥づかしい…」旧仮名使いの理由
顕浄土真実教行証文類 信文類
「恥づべし傷むべし」とからの引用による。

(浄土真宗兵庫教区同朋運動推進教材資料)

現在では、「戸籍は、夫婦及び子ごとに編製する」(第6条)とされ、本籍地は日本国内ならどこでもよく、転籍も自由となっています。

2. 戸籍の不正取得による結婚差別事件

戸籍謄本等を不正に取得し興信所に売り渡す事件や、それを身元調査に悪用する結婚差別事件が相次いで発生しました。ここでは、行政書士と興信所が結びつく「差別のネットワーク」の実態と、その問題点を明らかにしました。

2008年(平成20年)に改正された戸籍法では、戸籍謄本等の取得に際して、

これは、宗教界の連続差別投書事件で度重なる差別投書をしている“あなた”へ宛てた、アピール文の一部です。

企画展「人権が危ない！」は、悪質な身元調査につながる戸籍謄本等の不正取得事件の問題点と、それを防止するための個人情報保護の取り組みを中心にして、最近、全国的に続発している差別事件のなかから、比較的事実関係が明確な事例を、次のような視点で構成しました。

1. 戸籍の歴史

1872年(明治5年)、わが国最初の統一戸籍制度が始まりました。これが壬申戸籍です。

戸籍制度は明治政府にとって、徴税や徴兵の根幹を成す大切なものでした。

その後、帝国憲法を色濃く反映した「家」・「戸主」を編成単位とする戸籍に変わり、戦後は国民主権の新憲法のもとで、「夫婦」を単位するものになりました。

本人確認が義務づけられました。

また、八士業など第三者請求には、統一請求用紙の「使用目的・提出先欄の具体的記載」、市町村の窓口において、「身分証明書等の資格を証する書面等の提示」、そして「統一請求用紙の適切な保管管理」が義務づけられました。

3. 繰り返される差別事件

ここでは、土地の差別調査事件、宗教界の差別事件、マスコミによる差別事件などを中心に編集しました。

いずれの事例にも共通していることは、外部からの指摘がなされるまで、自分たちが行っていることは、「差別につながる」・「差別を助長することになる」との認識がなかったことです。

私たちは日々の暮らしの中で、そのようなことによく出会いますが、差別とどう向き合うかという、私たち一人ひとりの姿勢が問われているように思います。

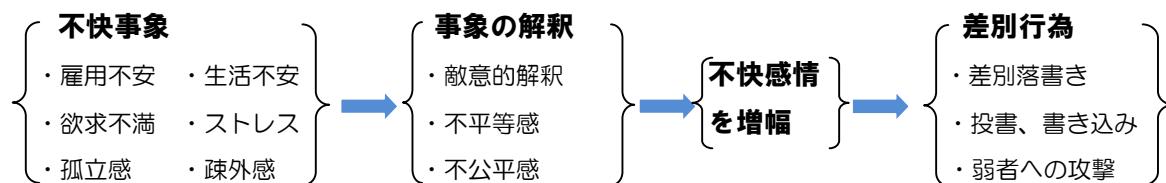
指摘されたことを自分の生き方のところから問い直し、差別と向き合おうとする姿は心を打たれるものがあり、私たちに大きな力を与えてくれます。一方で、自分とは関係ないこと、やっかいで煩わしいこと、納得できないこととして、表面的に取り繕おうとすれば、指摘されたことが負担や恨みとなり、更なる差別行為として増幅していきます。

事例に挙げた、繰り返される差別事件は、その両方の動きを示しています。

4. 最近の悪質な差別事件

雇用や生活への不安、地域社会からの孤立感・疎外感などが、自分ばかり不幸、相手がわざとするなどの敵意的な解釈を強め、その不快感情のはけ口として、社会的弱者への人権侵害や差別落書き・差別投書・インターネットでの差別書き込みなどの事件を生み出しています。社会・経済的な対策と併せて、教育の課題も浮かび上がってきます。

差別行為に向かわせる認知構造



5. 差別解消への取り組み

第三者などからの請求によって戸籍謄本等が取得された場合、不正取得の有無を確認する「本人告知制度」や「本人通知制度」の導入も、全国の自治体で始まっています。身元調査は様々な人権侵害に結びつく許しがたい行為ですが、それが起こる背景には、それを利用しようとする個人や社会的な風潮が、依然としてあるということです。

一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、ともに努力していきましょう。

八士業

「弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士」の8業種。

この職務にある人が、戸籍謄本等の交付に係る職務上の請求にあたっては、統一請求用紙を用いている。

これは、「この資格者等による職務上の請求は、一般的に不当な目的ではないと考えられること、また、法律によって、職務上の守秘義務が定められていることなどから、その請求を認めても、プライバシーの侵害等につながるおそれがないことが考えられること。」などの事情が考慮されたからである。（法務省指導通知より抜粋）